

報告第 4 号

各種事務事業の取扱いについて

各種事務事業の取扱いのうち，次の専門部会が所管する事務事業について，別紙のとおり調整したので報告する。

平成 16 年 3 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 総務専門部会所管事務事業（その 1）
- 2 保健福祉専門部会所管事務事業（その 1）

各種事務事業の取扱いについて

市町村の合併に際しては，それぞれの市町村が行っている各種の事務事業の取扱いについて協議・調整を行うこととなるが，こうした各種事務事業については，専門的な協議・調整を行うために設置した専門部会において調整を行い，調整が整った事項については，協議会において報告事項として取扱う。

各種事務事業の調整が整ったもののうち，住民生活に密着し，著しい影響を与える事項については，自治体の存立に関する基本的な事項や合併特例法による協議事項とともに合併協定項目として審議する。

各種事務事業調整案総括表

1 調整の状況

専門部会名	総事業数	既提出事業数	提出事業数	未提出事業数
総務専門部会	616	0	8	608
住民専門部会	207	0	0	207
保健福祉専門部会	534	0	18	516
産業専門部会	222	0	0	222
建設専門部会	142	0	0	142
水道・下水道専門部会	139	0	0	139
教育専門部会	202	0	0	202
議会制度専門部会	37	0	0	37
合計	2,099	0	26	2,073

2 調整案の状況（提出事業の内訳）

専門部会名	現行のまま存続	合併時に調整	速やかに調整	段階的に調整	廃止の方向で調整
総務専門部会	0	8	0	0	0
住民専門部会	0	0	0	0	0
保健福祉専門部会	0	16	1	1	0
産業専門部会	0	0	0	0	0
建設専門部会	0	0	0	0	0
水道・下水道専門部会	0	0	0	0	0
教育専門部会	0	0	0	0	0
議会制度専門部会	0	0	0	0	0
合計	0	24	1	1	0

1 総務専門部会所管事務事業（その1）

（2）原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中分類	消防総務	小分類	消防団
事業名称	消防団の組織に関する事務		
事業目的・内容	消防組織法に基づき、効果的な消防体制を実施するため、消防団の設置及び組織を定め、消防団活動の適正、効率化を図る。		
合併に向けた課題	組織（階級、配置団員等）に差異があるため調整が必要である。		
調整の考え方	各市町の消防団は統合し一団、各町を一分団とする。 また、団員定数については、各市町の実状に合わせて適正数を確保する。		

中分類	消防総務	小分類	消防団
事業名称	消防団の人事・サービスに関する事務		
事業目的・内容	消防組織法に基づき、消防団の組織を維持し、効率的な消防団活動を遂行するために人事、サービスをもって消防団員を統制する。		
合併に向けた課題	人事、サービス等に関する法規に差異があり統一を図る必要がある。		
調整の考え方	消防団員は、宇都宮市消防団員として引き継ぐものとし、人事、サービスに関する制度は、宇都宮市の制度をベースに統一、調整する。		

中分類	消防総務	小分類	消防団
事業名称	消防団の服制及び服装		
事業目的・内容	消防組織法に基づき、組織の統制、規律の保持及び活動時の安全性を考慮して被服を貸与し、士気の高揚を図る。		
合併に向けた課題	各市町の制服、服制等に差異があるため統一する必要がある。		
調整の考え方	一団制で服制の統一を図るため、宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	消防団
事業名称	消防団福利厚生事務		
事業目的・内容	福利厚生の充実強化により、消防団員が積極的に快く活動できるようにする。		
合併に向けた課題	各市町の分団運営、福利厚生事業に差異があるため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各町間の事務に差異があるため、宇都宮市の制度を基本に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	消防団
事業名称	消防団員の報酬等		
事業目的・内容	消防団員の労苦に少しでも報い、消防団員の安定確保と活性化を図るためのもの。		
合併に向けた課題	報酬、手当等について各市町に差異があり調整を図る必要がある。		
調整の考え方	消防団員の報酬・費用弁償等については、宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	消防団
事業名称	消防団員の各種教養・研修事務		
事業目的・内容	消防団員の本質と責務を正しく認識し，人格の向上並びに学術及び技術の修得を図り，能率的に職務を遂行し得るよう教養を身につけ安全に消防団活動を行なうもの。		
合併に向けた課題	各市町の教養，研修事務等に差異があるため調整が必要である。		
調整の考え方	各町の実態を踏まえ，宇都宮市の制度を基準に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	消防団
事業名称	消防団員の表彰事務		
事業目的・内容	消防団員の士気の高揚とその活動を奨励し，住民を災害から守るという献身的な活動に対し，また，在職中の労苦に報いるための制度。		
合併に向けた課題	各市町の表彰事務が異なるため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各町の表彰事務を概ね含んでいる宇都宮市の制度を基準に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	消防団
事業名称	消防団互助会事務		
事業目的・内容	消防団員をもって組織され，会員の親睦を旨とし，相互の共済，福利厚生及び研修を目的とし，これら各種事業を通じて，士気の高揚，福祉の向上，団の活性化を図る。（任意団体）		
合併に向けた課題	任意（親睦）団体の組織化に差異があるため，調整が必要である。		
調整の考え方	各町の実態を踏まえ，公平に制度化されている宇都宮市の基準に統一する。		

2 保健福祉専門部会所管事務事業（その1）

（2）原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中分類	介護保険	小分類	介護保険事業計画
事業名称	実態調査		
事業目的・内容	<p>介護保険事業運営に係る受給の見込みや提供量等（需要と供給）を把握するための各種調査を実施する。</p> <p>（1）介護保険アンケート調査（全市町で実施） 対象：要介護・要支援者等 調査内容：サービス利用の現状と希望，負担感，満足感など</p> <p>（2）介護保険サービス提供事業者実態調査（宇都宮市及び上河内町のみ実施） 対象：各市町を事業区域とする居宅介護サービス提供事業者 調査内容：提供可能量（定員），提供量，利用人数，今後の事業の見通しなど</p>		
合併に向けた課題	次期介護保険事業計画の策定のため，平成16年度に統一的な調査を行う必要がある。		
調整の考え方	調査の内容に相違はあるものの全市町で実施している。宇都宮市の制度を基準に他町においても実施することができるように調整する。		

中分類	介護保険	小分類	介護保険制度
事業名称	広報・啓発		
事業目的・内容	介護保険制度の積極的かつ効果的な啓発のため，広報紙への掲載やパンフレット等の作成・配付，イベントへの参加を行う。		
合併に向けた課題	介護保険パンフレット等の作成，配布方法について調整が必要である。		
調整の考え方	介護保険制度の普及，啓発を目的としているものであり，各市町間で協議しながら宇都宮市のものを基準に検討する。		

中分類	介護保険	小分類	認定審査
事業名称	申請受付		
事業目的・内容	介護を必要とする被保険者や家族等からの申請のほか，事務処理等を円滑に行うため，居宅介護支援事業者及び入所施設による代行申請も実施している。（施設の代行申請は，宇都宮市と河内町で実施）		
合併に向けた課題	各市町において，要介護認定等申請書様式，介護保険事務処理システム，更新申請に係る代行申請受付方法が異なっているため，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	申請様式を統一し，今後とも増加する認定申請者に対応するため，更新申請においては，宇都宮市方式である居宅介護支援事業者の代行申請，施設入所者の代行申請を実施することで調整する。		

中分類	介護保険	小分類	認定審査
事業名称	認定調査		
事業目的・内容	迅速で公正・公平な要介護認定を行うため、適正な要介護認定調査を行う。調査は、市町調査員または委託事業者調査員により実施する。		
合併に向けた課題	要介護認定調査の調査体制(委託方法を含む)、調査票入力方法等が異なっているため、合併前に、調査員雇用体制、委託先、委託方法、事務処理システムへの対応等について調整が必要である。		
調整の考え方	より迅速で適正な公平な認定調査を実施するため、合併後行政面積が拡大すること及び今後の申請数の増加が予想されることから、直営調査員の調査体制の見直し、より効率的な体制作りを検討しながら、各市町間で調整する。		

中分類	介護保険	小分類	認定審査
事業名称	意見書作成		
事業目的・内容	より迅速かつ適切な要介護認定を行うため、主治医意見書の依頼、回収及び内容点検を行い、事務処理システムをより効率的に活用し、事務処理を簡潔に行う。 また、意見書作成料支払いに係る請求書内容点検及び支払いを行う。		
合併に向けた課題	意見書作成依頼時における提出期限について、各市町の経緯及び関係団体との協議等を踏まえ調整を図る。 県外医療機関で作成された主治医意見書作成料支払において一部支払方法が異なること及び意見書作成料チェックを行う場合、宇都宮市方式で行う場合、作成料未請求分意見書のデータ作成が必要となる。		
調整の考え方	意見書提出期限は、意見書依頼件数が多い宇都宮市方式で基本的な調整を図る。また、意見書作成料チェックについて、宇都宮市への請求数が多いこと及びチェック体制を電算上で行うことが最も効率的であることから宇都宮市の方法で調整する。		

中分類	介護保険	小分類	認定審査
事業名称	認定審査会運営		
事業目的・内容	要介護認定等申請を行った被保険者に対し、より公平・公正な要介護度等審査判定を行い、被保険者に通知することを目的とする。 各委員所属団体との連絡調整を行い、介護認定審査会委員推薦者の決定、任命(委嘱状等の交付)、介護認定審査会合議体の開催、平準化・適正化を図るための介護認定審査会運営会議及び研修会の開催を行う。		

合併に向けた課題	各自治体における審査会開催時間及び審査会前の事前判定方法が異なることから、合併時には調整を完了する必要があるため、開催時間等の決定後、審査会構成メンバーの調整を行うため各推薦団体との事前協議を行う必要がある。また、宇都宮市における「認定期間延長に関する要領」及び「痴呆に関する指標」に関する運用方法の協議が必要となる。
調整の考え方	宇都宮市介護認定審査会は、複数合議体を金曜日を除く毎日、夜間開催していることから、各町との開催方法の調整を行い、各推薦団体等との事前調整を踏まえた上で当該審査会運用方法の決定を行う。また、介護認定審査会定員及び各合議体定員について規定されている介護保険条例等の改正を行う。なお、現任委員の任期が平成17年3月となっているため、早い時期に調整する。

中分類	介護保険	小分類	認定審査
事業名称	介護支援専門員への情報提供		
事業目的・内容	<p>最適な居宅・施設サービス計画の作成に資するため認定情報の提供を行う。</p> <p>個人情報の保護を最大限に配慮しながら、申出があった事業者に対して、要介護認定関係情報（要介護・要支援認定に係る調査結果 一次判定結果 主治の医師の意見）を提供する。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町が要領等を設け、これに基づき事業を実施しているが、事務手続・費用徴収等が異なるため、調整を図る必要がある。</p> <p>事務処理システム統一化以前の情報提供の申出について、提供方法等を検討する必要がある。</p>		
調整の考え方	宇都宮市情報公開条例等に基づき、宇都宮市要介護認定関係情報提供要領（以下「要領」という。）をベースに各町の要介護認定関係情報提供要領を整合し、必要に応じて要領を改正する。また、これらの事務移行を可能とするために、合併以前に事務処理システムの改修を行う。		

中分類	介護保険	小分類	資格管理
事業名称	被保険者資格管理		
事業目的・内容	介護保険制度の円滑な運用のため、住民基本台帳と連携を図り、介護保険事務処理システムで管理している。		
合併に向けた課題	電算システムへの対応について調整を図ることが必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市の保険者番号及び被保険者番号に統一し、宇都宮市の介護保険事務処理システムで一括管理する。		

中分類	介護保険	小分類	保険給付
事業名称	サービス給付		
事業目的・内容	居宅・施設サービス費の支給（法定業務につき支払い業務は国保連に委託）及び償還払いサービス費等の支給（住宅改修費・福祉用具購入費等）を行う。		
合併に向けた課題	住宅改修費支給と福祉用具購入費支給において、宇都宮市は独自で受領委任払い方式も実施しているので、各町と実施の有無を含め方法等を協議し統一する必要がある。		
調整の考え方	利用者利便性を考慮し、宇都宮市で実施している受領委任払い方式を実施する。		

中分類	介護保険	小分類	保険給付
事業名称	市町村特別給付・保健福祉事業		
事業目的・内容	介護保険施設の介護報酬には紙おむつの費用が含まれており、在宅との整合性を図るため、在宅の要介護者に係る紙おむつの購入費について、5,500円を限度としてその9割を給付する。（宇都宮市のみ実施）		
合併に向けた課題	各町では特別給付は実施していないが、上三川町、上河内町、河内町で紙おむつ給付を一般施策で実施していることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度に統一し、実施する。		

中分類	介護保険	小分類	保険給付
事業名称	利用者負担軽減に係る事業		
事業目的・内容	介護サービス利用者からの申請により、利用料の負担軽減を行う。 高額介護（居宅支援）サービス費の支給 標準負担額の減額 社会福祉法人等利用者負担減額		
合併に向けた課題	介護保険事務処理システムの統一が必要であり、また、高額サービス費の処理を国保連に委託している町がほとんどのため、手法の調整が必要となる。		
調整の考え方	事務処理システムは、宇都宮市のシステムに統一する。高額介護サービス費支払いは国保連に委託することも含めて検討する。		

中分類	介護保険	小分類	保険給付
事業名称	サービス利用支援に係る事業		
事業目的・内容	訪問通所サービスと短期入所サービスの区分支給額の一本化（平成14年1月）により、利用上の不具合が一部の利用者に生じたことから、不具合解消のため従来までのサービスを受けられるようにしている。（宇都宮市のみ実施）		

合併に向けた課題	上三川町では、宇都宮市の類似事業として一般会計によりホームヘルプ事業・デイサービス事業・ショートステイ事業・介護用品支給事業を行っており、調整を図る必要がある。
調整の考え方	介護保険制度見直し内容を踏まえ、各町の類似事業を調整し、宇都宮市の事業存続の是非を検討する。

中分類	介護保険	小分類	保険給付
事業名称	適正給付に係る事業		
事業目的・内容	公平・公正・適正なサービス利用を促進するため、利用者評価や相談受付、事業者指導、事業者自己評価、介護相談員派遣事業、介護支援専門員研修など介護サービスの適正給付に係る事業を実施する。		
合併に向けた課題	相談受付以外は、各町で実施しているものはあまりない。適正給付を図る上からも、各事業の実施が必要。		
調整の考え方	介護サービスの適正化に寄与するすべての事業について、実施する。		

中分類	介護保険	小分類	第1号被保険者保険料
事業名称	収納		
事業目的・内容	<p>保険料の未納者には、電話催告及び臨戸徴収訪問などを定期的を実施し滞納整理を推進している。</p> <p>また、65歳到達時等の被保険者証送付の際に、口座振替加入の勧奨通知を同封するなど口座振替納付を推進し未納防止を図っているが、滞納者が年々増えている状況である。</p> <p>各市町で地域性や住民の納付意識に差異があり、実施している滞納者対策も異なる。</p>		
合併に向けた課題	収納状況及び滞納者管理の方法等が異なるため、新市に適合した滞納者対策を構築していく必要がある。		
調整の考え方	地域に応じた滞納整理、滞納者管理システムを構築し、収納率の向上を図る。		

中分類	介護保険	小分類	第1号被保険者保険料
事業名称	過誤納処理		
事業目的・内容	<p>重複納付や資格異動等による賦課額変更により過納又は誤納金が生じた場合、速やかに当該第1号被保険者へ還付するよう努めている。</p> <p>各市町において、過誤納処理の時期や方法など異なる。</p>		
合併に向けた課題	過誤納件数及び処理方法が異なるため、電算システムの調整と過誤納金還付処理方法を見直す必要がある。		
調整の考え方	電算システムは宇都宮市のシステムを基本に統合されるので適正化、迅速化の図られる処理方法について検討し、効率の良い事務処理方法を確立する。		

中 分 類	介護保険	小 分 類	第1号被保険者保険料
事 業 名 称	減免・徴収猶予		
事業目的・内容	<p>災害，事業の休廃止などによる収入の著しい減少等の理由により保険料の納付が困難と認められる場合や，第2段階のうち生活保護と同程度生活が困窮していると認められる場合は，第1号被保険者などからの申請に基づき，状況に応じて保険料の減免や徴収猶予を行っている。</p> <p>各市町において，減免の理由及び実施方法が異なる。</p>		
合併に向けた課題	<p>減免理由や実施方法が異なることから，各市町の減免規定を包含した新たな規定に見直す必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>各市町の減免実施状況から地域特性等の実態を把握し，減免規定の見直しについて検討し，各市町の条例及び規則，要綱，要領等で定めた減免規定の統一する。</p>		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中分類	介護保険	小分類	介護保険事業計画
事業名称	介護保険事業計画の策定・進行管理		
事業目的・内容	<p>介護サービス種類ごとの量の見込み及び必要な量の確保、並びに介護保険事業の円滑な実施のための方策などについて、介護保険事業計画を策定する。</p> <p>各市町とも、介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を併せて策定しており、計画策定委員会を設置している。</p> <p>上三川町、上河内町、河内町では、実態調査や計画書作成等について業務委託を行っている。</p>		
合併に向けた課題	<p>現行計画期間のうち合併後の期間（平成 17～19 年度）について、サービス量の見込み等をどう算定するか。特に 17 年度保険料については、特別給付や独自減免の有無等を考慮して設定する必要がある。</p> <p>次期計画（平成 18～22 年度）の策定について、国の制度見直しの進行状況等を鑑みながら、16 年度に策定のための組織を立ち上げるとともに、協働して実態調査を行う必要がある。</p> <p>次期計画策定委員会について、委員の出身団体が宇都宮地域に偏らないようにする必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>合併時に事業計画を改めて作成し、統一的な保険料額を算定すべきであるが、サービス提供体制などに不均衡な現状にあることから、平成 17 年度までは現行保険料とし、平成 18 年度からの次期計画において、統一とすることで調整する。なお、平成 16 年度後半から、次期計画策定に入るが合併を見据えた計画として作成する。</p>		

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中分類	介護保険	小分類	第1号被保険者保険料
事業名称	賦課		
事業目的・内容	<p>介護保険の健全な財政維持及び第1号被保険者間の公平公正性を図るため、関係法令等を遵守し適正な賦課に努めている。</p> <p>なお、市町により第1号被保険者の被保険者数及び保険料率、保険料段階構成比、普通徴収の納期が異なる。</p>		
合併に向けた課題	<p>保険料率は、介護サービス費用に応じて各自治体の介護保険業計画に基づき条例で規定されているため、市町間においてサービス費用のすり合わせを行い、保険料率の見直しの是非について検討する必要がある。</p> <p>また、普通徴収の納期や電算処理システムも異なることから、事務処理体制についても調整する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>各市町間で異なる介護保険料は17年度中は不均一の保険料とし18年度から均一の保険料とする。(電算システムは宇都宮市に統合)</p>		